

令和6年7月1日

# 令和6年度斑鳩町職員採用試験案内

(令和7年4月1日採用予定)

<u>受付方法</u>	インターネットによる受付
<u>受付期間</u>	令和6年7月1日(月)から 令和6年7月31日(水)まで
<u>問合せ先</u>	斑鳩町職員採用試験委員会(斑鳩町役場総務課内) 〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号 TEL 0745-74-1001(内線262・271)

斑鳩町は 人にやさしい 地球にやさしい 環境づくりをめざしています。

試験当日は、公共交通機関または自転車・徒歩でご来場ください。

## 1 採用予定人員・受験資格等

本町へ通勤が可能で、次の資格要件を満たす人

職種	採用 予定 人員	受験資格等	
		学歴等	年齢要件
一般事務職	5人	学校教育法による高等学校等以上の学校を卒業した人または令和7年3月31日までに卒業見込みの人	平成6年 4月2日以降に 生まれた人
一般事務職 (障害者対象)	1人	以下のすべての要件を満たす人 ・学校教育法による高等学校等以上の学校を卒業した人または令和7年3月31日までに卒業見込みの人 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの交付を受けている人	
保健師	1人	保健師の資格を有する人または令和7年3月31日までに資格を取得見込みの人	
保育士・幼稚園教諭	1人	保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する人または令和7年3月31日までに両方の資格を取得見込みの人	
文化財専門技師	1人	以下のすべての要件を満たす人 ・博物館法に基づく学芸員の資格を有する人または令和7年3月31日までに資格を取得見込みの人 ・学校教育法による大学（短期大学を除く）もしくは大学院において、考古学もしくは歴史学・文化財学に関する専門課程を履修し、卒業した人または令和7年3月31日までに卒業見込みの人	昭和59年 4月2日以降に 生まれた人

※地方公務員法第16条および学校教育法第9条に該当する人は受験できません。

## 2 職務内容

職種	職務内容
一般事務職 一般事務職（障害者対象）	一般行政事務
保健師	地域保健に関する業務および一般行政事務
保育士・幼稚園教諭	町立保育園または幼稚園における業務および一般行政事務 ※町立保育園または町立幼稚園のいずれかでの勤務となります。
文化財専門技師	発掘調査、文化財の保存活用等に関する業務および一般行政事務

## 3 試験日程・会場・内容等

区分		日程・会場	試験内容	合否の通知
一次試験	全職種	令和6年8月17日（土） ～8月23日（金） ※自宅等でのパソコン等を利用した Web テスト	・基礎能力等検査 ・書類選考 （エントリーシート方式）	9月上旬 （予定）
二次試験	一般事務職 一般事務職（障害者対象） 保健師 文化財専門技師	令和6年9月15日（日） 斑鳩町役場 ※試験時間等は、一次試験の合格者に別途通知します。	・適性検査 ・口述試験	9月下旬 （予定）
	保育士・幼稚園教諭		・適性検査 ・実技試験（注）	
三次試験	全職種	令和6年10月上旬 斑鳩町役場 ※試験日時等は、二次試験の合格者に別途通知します。	・口述試験	10月下旬 （予定）

※合否は、斑鳩町役場ホームページに受験番号で掲載し、合格者のみ郵送で通知します。

※（注）実技試験の内容

・自由曲（保育園・幼稚園で教える程度の簡単な歌唱曲）1曲の弾き歌い 等

## 4 受験申込手続

### インターネット（電子申請）による受付

【申込受付期間】令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）

申込方法	<ol style="list-style-type: none"><li>1 斑鳩町のホームページ (<a href="https://www.town.ikaruga.nara.jp/">https://www.town.ikaruga.nara.jp/</a>) の「職員採用試験案内」から「e 古都なら 奈良電子自治体共同運営システム」に接続し、画面の指示に従って申請画面へ進んでください。</li><li>2 利用者登録をしていない方は「利用者登録」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。 <u>ID、パスワードは必ず控えをとっておいてください。</u></li><li>3 登録したID、パスワードによりログインし、受験申込みを行ってください。「申込完了」の画面が表示されると申請完了です。</li><li>4 受験申込後、自動配信により申込完了通知メールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず総務課まで電話でお問い合わせください。</li><li>5 申込審査完了後、審査完了メールを送信します。8月6日（火）までに審査完了メールが届かない場合は、総務課までお問い合わせください。</li></ol>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 受験票を印刷するために、<u>プリンタが必要になります。印刷ができる環境をご準備ください。</u></li><li>2 「e 古都なら 奈良電子自治体共同運営システム」の動作環境は、システムホームページの「ご利用方法」を参照してください。</li><li>3 受付期間中は24時間申込みを行うことができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害によりやむを得ずシステムの運用停止・休止等を行う場合がありますので、期日に余裕を持って申込みをしてください。</li><li>4 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。また、トラブルにより申込が完了しなかった場合においても、追加受付等はいりません。</li></ol>

※この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

※提出書類等により取得した個人情報は今回の採用試験実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。

## 5 提出・持参するもの

### 【一次試験時】

#### ○全職種

次の(1)および(2)を斑鳩町職員採用試験委員会宛に、8月7日(水)(当日消印有効)までに郵送等してください。

【送付先】〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

斑鳩町職員採用試験委員会(斑鳩町役場総務課内)

#### (1) 受験票

申込審査完了後に受験票発行が可能となります。審査完了メールの内容にしたがって、受験票をプリントアウトし、写真(最近6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cmのもの)を貼り、本人署名欄に署名をしてください。

#### (2) 令和6年度 斑鳩町職員採用試験エントリーシート

様式は、斑鳩町ホームページ(<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>)に掲載しています。

### 【二次試験時】

#### ○一般事務職、一般事務職(障害者対象)、保健師、文化財専門技師 なし

#### ○保育士・幼稚園教諭

- (1) 実技試験に係る自由曲の楽譜3部(提出用2部+本人用1部)  
楽譜には、それぞれ受験番号・氏名をご記入ください。

### 【三次試験時】

#### ○一般事務職、一般事務職(障害者対象)

- (1) 卒業証明書または卒業見込証明書

#### ○保健師、保育士・幼稚園教諭

- (1) 卒業証明書または卒業見込証明書

- (2) 資格取得証明書または資格取得見込証明書

原本を持参してください。当日、写しをとり、原本を返却します。

保育士・幼稚園教諭を受験される方は、保育士証および幼稚園教諭免許状の原本を両方持参してください。

#### ○文化財専門技師

- (1) 卒業証明書または卒業見込証明書

- (2) 資格取得証明書または資格取得見込証明書

原本を持参してください。当日、写しをとり、原本を返却します。

- (3) 学校成績証明書

考古学または歴史学・文化財学に関する専門課程の履修が確認できるものを提出してください。

## 6 注意事項

- ① 最終学歴（卒業見込みを含みます。）に応じた区分で申し込んでください。異なる区分での受験や、受験資格がないこと、受験申込の記載事項が正しくないことが判明した場合は、受験または合格を取り消すことがあります。
- ② 現住所と異なる居所に滞在されている場合は、必ず連絡先を記入してください。
- ③ 日本国籍を有しない方は、「斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する要綱（平成31年3月斑鳩町要綱第21号）」をご覧ください、了解のうえ、試験の申込みをしてください。
- ④ 日本語活字印刷文による試験に対応できることを条件とします。

### <Webテスト（一次試験）の注意>

- ① 第三者と共同で受験する、または第三者による受験などの不正行為を禁止します。もし以上のことが判明した場合は、受験または合格を取り消します。
- ② 受験可能環境は下記のとおりです。

OS	Windows7～	MacOS 10.9～	iOS	AndroidOS
ブラウザ	Microsoft Edge Chrome 最新版	Safari 最新版 Chrome 最新版	Safari 最新版 Chrome 最新版	Chrome 最新版
回線速度	2Mbps以上の安定した環境をご利用ください。 公衆無線LAN（Wi-Fiスポット等）、スマートフォンからのテザリングは、回線が安定しないため利用しないでください。			
その他	JavaScriptはオン（ON）に設定してください。 Cookieはオン（ON）に設定してください。			

### <会場実施試験（二次試験、三次試験）の注意>

- ① 試験会場内においては、携帯電話等は使用できません。
- ② 受付時間に遅刻した場合は、原則として受験できません。
- ③ 試験会場への自動車での来場、会場付近への駐車は禁止します。試験会場へは、徒歩または公共交通機関を利用してください。

## 7 試験結果の開示等

試験結果の開示を希望する人は、試験結果発表後、本人であることを証する書類（運転免許証、旅券など、公的機関等が発行した顔写真付のもの）を受験者本人が総務課へ持参し、開示を申し出てください。（土曜日・日曜日・休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

開示内容は、本人の得点のみとします。

## 8 給与その他（令和6年4月1日現在）

現行の初任給月額下表のとおりです。このほか、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの条件に応じて支給します。

職種	区分	初任給月額	その他
全職種	大学（上級）	207,972 円	地域手当※を含んだ額です。 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算される場合があります。
	短大（中級）	189,846 円	
	高校（初級）	176,596 円	

※地域手当は、給料の月額に 100 分の 6 を乗じて得た額で算出しています。

## 9 最終合格発表から採用まで

- (1) 最終合格者は、三次試験合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日に採用の予定です。
- (2) 最終合格者以外に、成績上位者から補欠合格者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退が生じた場合は、補欠合格者の成績上位者から最終合格者の繰上補充を行います。
- (3) 採用候補者名簿の有効期限は、合格者に対して文書で通知します。
- (4) 最終合格者のうち、卒業見込みの人については令和7年3月31日までに卒業できなかった場合、資格を必要とする職種の人については令和7年3月31日までに資格取得できなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (5) 受験資格がないことおよび試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

## 10 災害時等の対応

会場実施試験の試験日に、災害その他の事由によりやむを得ず試験時間の変更または試験日を延期することがあります。試験時間の変更等を決定した場合は、斑鳩町ホームページに掲載しますので、斑鳩町ホームページをご確認ください（個別に連絡はしません）。

## 1 1 前年度の採用試験実績

令和5年度実施の採用試験の実績は下記のとおりです。

職種	受験者数 (A)	一次試験 合格者	最終試験 受験者	採用者 (B)	競争倍率 (A÷B)
一般事務職	73名	30名	13名	3名	24.3倍
一般事務職 (障害者対象)	6名	0名	—	—	—
保健師	5名	3名	2名	1名	5.0倍
保育士・ 幼稚園教諭	21名	8名	4名	2名	10.5倍

※大卒・短大卒・高卒の各区分を合計しています。

## 1 2 会場実施試験（二次試験、三次試験）会場の案内

○試験会場 斑鳩町役場（斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号）

○来場手段 徒歩の場合：JR大和路線法隆寺駅から徒歩約20分

バスの場合：JR大和路線王寺駅北口発、奈良交通「法隆寺前」「国道横田」  
方面行きに乗車、「斑鳩町役場前」バス停下車すぐ

※試験会場への自動車での来場、会場付近への駐車は禁止します。試験会場へは、徒歩  
または公共交通機関を利用してください。



# 斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する要綱

平成 31 年 3 月 29 日

要綱第 21 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町の職員の職のうち日本国籍を有しない者（以下「外国人職員」という。）の従事する職について、必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を確保することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 外国人職員については、公権力の行使にあたる業務又は公の意思形成に参画する職には従事できないものとする。

(公権力の行使にあたる業務)

第 3 条 前条の「公権力の行使にあたる業務」とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 町民の権利や自由を制限する業務
- (2) 町民に義務や負担を課す業務
- (3) 町民に対して強制力をもって執行する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使に該当する業務

(公の意思形成に参画する職)

第 4 条 第 2 条の「公の意思形成に参画する職」とは、斑鳩町の行政において、企画、立案、決定等に関与する次に掲げる職とする。

- (1) 専決の権限を有する課長相当以上の職（企画、立案、決定等に関与する業務に従事する蓋然性が低い職を除く。）
- (2) 斑鳩町の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等をいう。）に携わる職

(公平委員会への意見聴取)

第 5 条 任命権者は、この要綱の規定を改廃しようとするときは、必要に応じて、あらかじめ公平委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、外国人職員の従事する職に関し必要な事項は、任命権者が定める。